

租税特別措置法第40条第\_\_\_\_項の規定の適用を受けることの確認書

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

国 税 庁 長 官

(確認をした法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条\_\_\_\_項の規定の適用を受けることを  
※裏面参照  
確認をしました。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

数 量 \_\_\_\_\_

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第\_\_\_項の規定の適用を受けることの確認書」の\_\_\_には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
  - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「6」
  - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「7」
  - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「8」
  - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「9」
  - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第\_\_\_項の規定の適用を受けることを確認をしました。」の\_\_\_には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。